

政令番号 62 2,6-キシレノール

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（平成19年度、農業以外）

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・移動量合計
		大気への排出	水域への排出	土壌への排出・所内埋立	排出量合計	下水道への移動量	廃棄物搬出	移動量合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県						4.0E+2	400.0	400.0
8	茨城県								
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県								
12	千葉県						5.0E+3	5,000.0	5,000.0
13	東京都								
14	神奈川県								
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県					1.3E+2	8.5E+4	85,130.0	85,130.0
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県								
23	愛知県						8.6E+2	860.0	860.0
24	三重県	1.0E+3			1,000.0		2.8E+4	27,800.0	28,800.0
25	滋賀県								
26	京都府								
27	大阪府						4.9E+3	4,900.0	4,900.0
28	兵庫県								
29	奈良県								
30	和歌山県						3.0E+1	30.0	30.0
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県								
34	広島県								
35	山口県	9.7E+1			97.0		2.8E+2	280.0	377.0
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県								
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国		1.1E+3			1,097.0	1.3E+2	1.2E+5	124,400.0	125,497.0

注1) 農業は使用先別使用量として別表に示す。